

(参考)国立保健医療科学院における保健師の人材育成について

専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野

○対象:

- (1)国や地方公共団体から派遣された保健・医療・福祉分野に従事している職員
(保健師、助産師、看護師、管理栄養士、福祉職など)
- (2)将来、地域保健福祉活動分野の職務に就職することを志望し、そのための高度な知識を得ようとする方

○実施期間:1年間

○目的:地域保健福祉業務において、指導的立場で実践活動を総合的に推進するために必要な能力を養うことを目的とする

専門課程Ⅲ 地域保健福祉専攻科

○対象:国や地方公共団体から派遣され保健・医療・福祉分野に従事している職員(保健師、看護師、管理栄養士、福祉職など)

○実施期間:3ヶ月(平成28年4月13日～平成28年7月15日)

○目的:地域保健福祉に関連する業務において、実践活動の質的向上を図るために必要な知識・技術を習得することを目的とする

公衆衛生看護研修(中堅期)

○対象:

- (1)保健師の免許を有し、保健師として都道府県・政令指定都市等に勤務する実務リーダー(中堅期)の保健師
- (2)前記に掲げる方と同等以上の学識及び経験を有すると院長が認めた方

○実施期間:前期 平成28年6月 6日～平成28年6月14日 7日間

後期 平成29年1月11日～平成29年1月13日 3日間 計10日間

○目的:公衆衛生看護領域において中堅期の保健師として、期待される役割を総合的に判断でき、実践業務へ応用することができる知識と能力の習得を目的とする

公衆衛生看護研修(管理期)

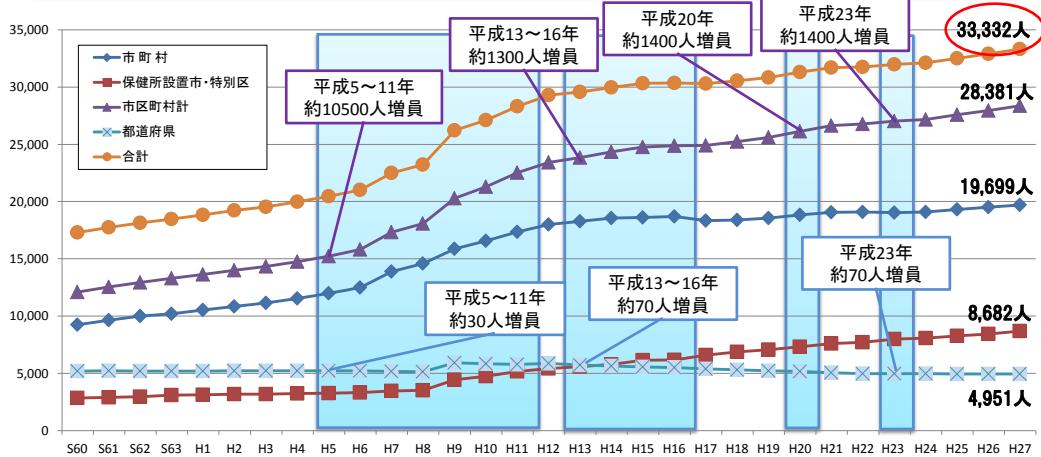
○対象:都道府県・保健所設置市・特別区において保健師統括部門あるいは管理的立場にある保健師

○実施期間:平成28年11月7日～平成28年11月11日 5日間

○目的:公衆衛生看護領域における統括的な役割を担う管理者的立場の保健師として、施策形成及び人材育成に関する必要な方策を提言することができる知識、技術の習得を目的とする

国立保健医療科学院ホームページ <https://www.niph.go.jp/entrance/h28/index.html>

保健師の配置と地方交付税措置について



	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市町村	9,256	9,628	9,990	10,206	10,520	10,826	11,558	11,825	12,502	13,276	14,586	15,881	16,560	17,358	18,007	18,272	18,555	18,828	18,686	18,325	18,837	18,556	18,831	19,051	19,097	19,031	19,089	19,326	19,513	19,699	
保健所設置市・特別区	2,852	2,906	2,945	3,084	3,108	3,181	3,180	3,241	3,252	3,311	3,459	3,500	4,421	4,731	5,166	5,412	5,579	5,786	6,140	6,180	6,592	6,870	7,064	7,321	7,590	7,697	7,991	8,076	8,261	8,442	8,682
市区町村計	12,108	12,534	12,935	13,290	13,628	14,007	14,338	14,766	15,234	15,813	17,335	18,086	20,302	21,291	22,524	23,419	23,851	24,341	24,768	24,866	24,917	25,257	25,620	26,152	26,641	26,794	27,022	27,165	27,587	27,955	28,381
都道府県	5,180	5,206	5,202	5,184	5,201	5,222	5,204	5,228	5,223	5,215	5,174	5,132	5,915	5,840	5,783	5,871	5,728	5,636	5,565	5,503	5,397	5,304	5,220	5,160	5,058	4,975	4,952	4,929	4,941	4,951	
合計	17,288	17,740	18,137	18,474	18,829	19,229	19,542	19,994	20,457	21,028	22,509	23,218	26,217	27,131	28,307	29,290	29,579	30,333	30,369	30,314	30,561	30,840	31,312	31,699	31,769	31,994	32,124	32,516	32,896	33,332	

出典:H7年までは保健所設置状況調査、H8年は保健所運営報告、H10年は全国保健師長会調査、H9年、H11-20年は保健師等活動領域調査、H21-27年は保健師活動領域調査

保健師の配置について

平成27年度地方交付税措置人数(試算)と実人員(平成27年度活動領域調査)との比較

	交付税措置人数 (試算) A	活動領域調査 (普通会計分) B	差引 (A-B)
道府県分	6, 865	4, 916	1, 949
市町村分	25, 451	24, 830	621
合計	32, 316	29, 746	2, 570



地方交付税による措置人数が実人員数を大きく上回っている

各自治体におかれては、住民に効果的かつ質の高い保健福祉サービスを提供するため、中長期的な視点に立った人員配置計画を策定し、必要な人員の確保に努められたい。
人員の確保に当たっては「保健師の確保方策に関する事例集作成検討会報告書(平成19年地域保健総合推進事業)」も参考にされたい。

被災地健康支援事業(被災者支援総合交付金)

平成23年度第3次補正予算額	29億円
平成26年度予算額	10億円
平成27年度予算額	4億円
平成28年度予算案額	被災者支援総合交付金(復興庁所管) 220億円の内数
	<東日本大震災復興特別会計>

- ・ 住宅の再建は順次進められているが、完了までにはなお年数を必要とする状況。仮設住宅における生活の長期化により、生活不活発病や高血圧症の増加、栄養バランス等食生活の乱れや身体活動量の低下などを懸念する指摘もあり、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の方の健康支援は重要な課題。
- ・ 被災自治体における健康支援活動の強化を図るため、仮設住宅等を中心とした保健活動等を支援。

【事業の対象地域】岩手県、宮城県、福島県

(平成27年度までは既設の介護基盤緊急整備等臨時特例基金への積み増しにより対応してきたところ。平成28年度においては、復興庁所管の被災者支援総合交付金のメニューに追加して対応。)

【事業内容】

県・市町村が、各被災地の実情に応じて実施する以下のような事業を支援。

- 仮設住宅入居者等を対象とした多様な健康支援活動の実施及びそれらを担う専門人材の確保
 - ・全戸訪問等による巡回健康相談などの実施
 - ・支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ
 - ・生活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催
 - ・歯科医師等による歯科検診・指導
 - ・管理栄養士等による栄養・食生活指導
 - ・保健師、管理栄養士等の専門人材の確保 等
- 被災者に対する効果的な健康支援方策を検討する協議会の運営
- 被災者特別健診等事業

特定健診非対象者(18~39歳未満)に対する健康診査等の実施や特定健診の項目追加 など

東日本大震災被災自治体における保健師の確保に向けた取組への協力依頼

- 東日本大震災の被災自治体から、保健師の派遣要望が寄せられていることから、保健師の確保に向けた取組の強化が課題となっているところ。



- それらを担う専門人材の確保策として、以下のような取組を行ったところであり、今後も引き続き保健師の確保について支援していく必要がある。

- ・平成26年3月末に復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国の自治体あてに協力依頼通知を発出
- ・平成26年8月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健師への周知を依頼
- ・平成26年12月および平成27年12月に、全国の自治体あてに保健師派遣の協力依頼通知を発出

地域・職域の保健活動の推進について

地域・職域連携推進事業 (平成28年度予算額(案)58百万円)

都道府県地域・職域連携推進協議会

〈地域〉
・都道府県
・保健所
・福祉事務所
・精神保健福祉センター
・市町村
等

〈関係機関〉
・医師会
・歯科医師会
・薬剤師会
・看護協会
・保険者協議会
・医療機関
等

〈職域〉
・労働局
・事業者代表
・産業保健推進センター
・メンタルヘルス対策支援センター
等

2次医療圏地域・職域連携推進協議会

〈地域〉
・保健所
・市町村
・住民代表
・地区組織
等

〈関係機関〉
・医師会
・医療機関
・ハロー ワーク
等

〈職域〉
・事業所
・労働基準監督署
・商工会議所
・健保組合
・地域産業保健センター
等

主な事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導やメンタルヘルス対策等の総合的推進方策の検討 等

主な事業内容

- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有や、メンタルヘルス対策に関する情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施 等

保健指導における アルコール使用障害スクリーニング(AUDIT)と その評価結果に基づく 減酒支援(ブリーフインターベンション)の手引き

「危険な飲酒や有害な飲酒に対するスクリーニングおよびブリーフインターベンション」は、WHOが2011年に採択した「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」において推奨されています。

スクリーニング

Q) アルコール使用障害同定テスト(AUDIT: Alcohol Use Disorders Identification Test)とは？

A) アルコール問題のスクリーニングの一つ。WHOが問題飲酒を早期に発見する目的で作成したもので、世界で最もよく使われています。

ブリーフインターベンション

Q) 減酒支援(Brief Intervention)とは？

A) 対象者の特定の行動(この場合は飲酒行動)に変化をもたらすことを目的とした短時間のカウンセリング。海外では活発に用いられています。

【資料】厚労省科学研究費補助金
「わが国における飲酒の実態把握およびアルコールに関する生活習慣病とその対策に関する総合研究」
(研究代表者:樋口 進 国立病院機構久里浜医療センター病院長)

<アルコール健康障害対策基本法に示された基本的政策>

第15条 教育の振興等

学校や職場でのアルコール関連問題に関する知識の普及

第16条 不適切な飲酒の誘因の防止

酒類の表示や広告について、事業者の取り組みを尊重しつつ、不適切な飲酒の誘因を防ぐ

第17条 健康診断及び保健指導

健康診断及び保健指導において、アルコール健康障害の発見及び飲酒についての指導



第18条 アルコール健康障害に係る医療の充実等

- ・アルコール健康障害の進行を防止するための節酒又は断酒の指導
- ・アルコール依存症の専門的な治療及びリハビリテーションの充実
- ・専門医療機関とその他の医療機関との連携の確保

第19条 飲酒運転等をした者に対する指導等

飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対する支援等



第20条 相談支援等

アルコール健康障害を有する者及びその家族への相談支援

第21条 社会復帰の支援

アルコール依存症にかかった者の社会復帰の支援等



第22条 民間団体の活動に対する支援

民間の団体が行う活動を支援

第23条 人材の確保等

医療、保健、福祉、教育や矯正の分野での人材の育成

第24条 調査研究の推進等

アルコール健康障害、関連問題に関する調査研究

健康な人のための身体活動量の新基準

健康日本21(第二次)
に対応

身体活動量 (=生活+運動)	
65歳以上	強度を問わない身体活動を毎日40分 (例:ラジオ体操10分+歩行20分+植物水やり10分)
18~64歳	3メッツ以上の強度の身体活動を毎日60分 (例:歩行30分+ストレッチ10分+掃除20分)
18歳未満	楽しく体を動かすことを毎日60分以上



※健康診断などでいずれかに異常が見つかった場合は、
自治体の保健指導、又は、かかりつけ医師の指導のもと、
身体の安全に留意して運動を行いましょう。

(健康づくりのための身体活動基準2013より)

